

令和7年度住宅改修点検の結果について

令和7年7月28日
北上市福祉部長寿介護課

第9期北上市介護保険事業計画に基づく介護給付適正化事業として、令和7年度住宅改修点検を実施しましたので、点検結果を公表します。

記

1 点検目的

介護サービスが利用者に対して過不足なく適切に提供されているかを点検し、その結果を公表することにより、介護給付の適正化を推進するもの。

2 点検対象

住宅改修 5件

No	改修内容	点検区分
①	手すりの取付け (外階段手すり)	日常生活動線の確認
②・③	手すりの取付け (2階への階段手すり)	
④	手すりの取付け (廊下手すり)	利用状況の確認 (福祉用具貸与物品の利用状況含む)
⑤	段差の解消 (スロープ設置)	利用状況の確認 (歩行器での利用状況)

3 点検対象の選定方法

令和6年4月から令和7年3月までに支給決定された案件のうち、日常生活動線及び利用状況の訪問確認が必要と判断したものの対象とした。

4 訪問点検期間

令和7年5月28日(水)から令和7年7月25日(金)まで

5 点検方法

- (1) 改修箇所を目視確認
- (2) 利用者本人、家族、ケアマネジャーへの聴き取り

6 点検項目の概要

- (1) サービス提供により、日常生活における困り事や不安が解消されたか。
- (2) サービス内容が利用者本人の状態に対して適切であるか。
- (3) サービス内容の検討手順が適切に行われているか（利用者及び家族への説明、助言等）。

7 点検結果

- (1) すべての対象においてサービス提供により利用者本人及び家族の困り事や不安が解消されていることが確認された。
- (2) サービス内容はいずれも適切であり、利用者の日常生活の維持や改善が認められた。また施工箇所に関する不具合や不満は確認されなかった。
- (3) サービス内容の検討手順はいずれも適切であり、事業者により本人の状態像や住環境に応じた改修方法の提案がなされていた。またリハビリテーション専門職を交えた多職種による検討が行われた事例もあり、利用者の状態像に合致した改修計画とするための体制作りがなされていた。

8 まとめ

令和7年度住宅改修点検においては、すべての事例において適切なサービス提供であることが確認された。提供内容が不適切と判断される場合には、利用者に対して支給費の返還を求める場合もあることから、引き続き適切なサービス提供に努めていただきたい。